

「新型コロナウイルスと休暇・賃金補償概要」解説

◆体調不良や感染の恐れで休む場合

①年次有給休暇で休む（パートでもアルバイトでも週勤務日数や勤務年数に応じて年休がある）

正規・非正規を問わず、労働者が請求した時季に有給で休める。

なお、「年休で休んだことにする」と会社が一方的に指示することは出来ません。

②年次有給休暇以外で休む

- ・基本的に、労働者が自分の意思で休む場合は休業補償の対象とはなりません。（感染したことが分かって休まなければならない場合も同様です）
- ・会社独自の病気休暇制度があり賃金補償がある場合がある。
- ・被用者保険（健康保険）に加入し一定の条件を満たせば傷病手当金が支給される（3日を経過後から標準報酬日額の2/3）

③会社の指示で休む

- ・会社が休業手当を支払わなければならない。（過去3月間の平均賃金の6割以上）
- ・感染防止のためとはいえ、会社の判断で働く意志の労働者を一律に休ませる場合もこれに該当します。

◆保護者が学校等の臨時休校の対応のために休む場合

①年次有給休暇で休む（パートでもアルバイトでも週勤務日数や勤務年数に応じて年休がある）

正規・非正規を問わず、労働者が請求した時季に有給で休める。

②年次有給休暇以外で休む

国が、小学校・特別支援学校・幼稚園・保育所などに通う子供の世話をするために、従業員に年休以外の有給休暇を取得させた会社に対して支払った賃金全額を助成する制度を検討中です。（正規・非正規問わない。一日8330円上限）

2020年3月5日作成